

渋谷清掃工場だより 第50号

発行：東京二十三区清掃一部事務組合 渋谷清掃工場 令和8年6月26日
 〒150-0011 東京都渋谷区東一丁目35番1号 電話 03(3498)5311
 ホームページ <https://www.union.tokyo23-seisou.lg.jp/>



←清掃一組ホームページにつながります。

第46回渋谷清掃工場運営協議会を開催しました

5月21日（木）に、第46回渋谷清掃工場運営協議会を開催しました。運営協議会は、地域住民代表委員、渋谷区委員及び清掃一組委員の出席のもと、年に1回開催しています。今回は、工場の操業状況や排ガスなどの環境調査結果等の報告のほか、渋谷区の資源化の取組や、収集運搬に関する質疑がありました。運営協議会終了後には工場見学を行い、ごみバンカや焼却設備等をご覧いただきました。

当日の資料は、清掃一組ホームページに掲載していますので、ぜひご覧ください。



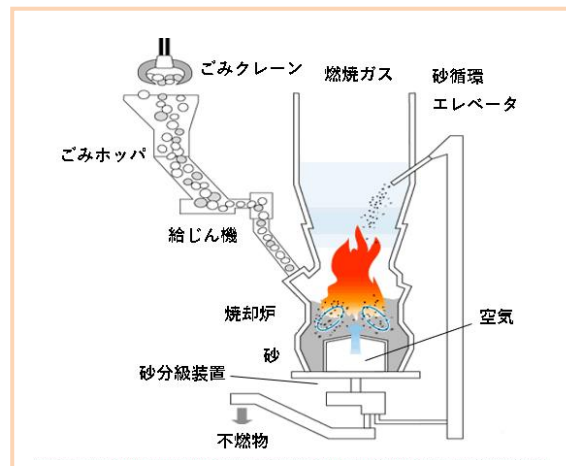
第46回運営協議会の様子



運営協議会終了後の工場見学の様子

流動床式焼却炉とは

渋谷清掃工場の焼却炉の型式は当組合で2工場しかない流動床式焼却炉です。炉の中には高温（600℃程度）の砂が入っており、下から吹き込まれた空気により砂が沸騰したお湯のように流動します。その中にごみを投入し、砂に揉まれながら短時間で乾燥・ガス化・燃焼を行います。砂の動きは工場にモデルがありますので、工場へ来られた際にはぜひご覧ください。なお、ガス化したごみ成分は焼却炉内の上部でさらに空気を吹き込み完全燃焼させた後、排ガス処理設備で無害化され、煙突から放出されます。また、焼却炉内で燃えない金属類等の不燃物は砂と一緒に排出され、振動ふるいで分別されます。分別された砂は炉内へ循環し、不燃物は資源化施設又は埋立処分場へ搬出されます。



流動床式焼却炉のモデル

ごみの収集・運搬は各区が、中間処理は清掃一組が行っています

23 区の各家庭から出る可燃ごみは、3つの流れで処理しています。最初に、各区の清掃事務所が収集・運搬を実施しています。次に、清掃一組が中間処理（焼却）を実施しています。最後に、東京都に委託して最終処分（埋立）を実施しています。ごみの処理には多くの組織が連携しています。

ごみの適正な分別にご理解・ご協力をお願いします

清掃工場には、粗大ごみや不燃ごみなど清掃工場では処理できないごみ（不適正ごみ）が搬入されることがあります。これら不適正ごみが原因で、清掃工場の機器類の不具合や故障が発生することがあります。焼却炉が停止すると、復旧に多くの費用と時間を要し、区民の皆様生活に多大な影響を及ぼすこととなります。区民・事業者の皆様には、ごみの分別を正しく行ってくださいよう、ご協力をお願いします。

ごみの分別に迷うときは、お住まいの区へお問い合わせください。



工場で見つかった不適正ごみ（金属類）



工場で見つかった不適正ごみ（ダンベル）

焼却炉等の点検及び清掃（中間点検）を実施しています

渋谷清掃工場は、6月19日（金）から7月13日（月）まで（予定）焼却炉を停止して様々な設備の点検及び清掃を行っています。この間に収集されたごみは、当工場のごみバンクに貯留しておくほか23区内の他の清掃工場で受け入れるため、ごみの収集は通常どおり行われます。

工場見学について

家庭から出されたごみが清掃工場に運ばれた後、どのように処理されているのか、実際にごみ処理の流れを無料で見学いただけます。見学を希望される方は事前にお申し込みください。

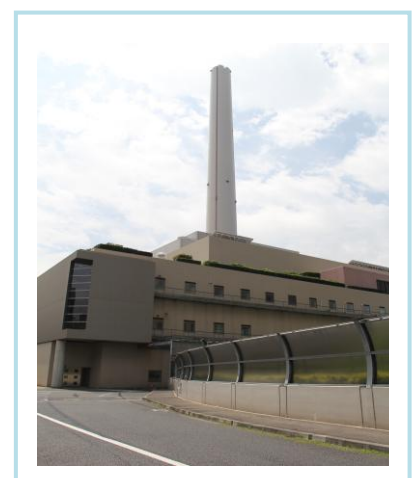
次回の個人見学会は8月11日（火・祝）です。9月以降の日程は、順次ホームページで公開します。

※7月から工場見学のオンライン予約が始まります！



←清掃一組ホームページ（工場見学）
につながります。

渋谷清掃工場 見学 検索



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

見学の申込み・問合せ

渋谷清掃工場 電話 03(3498)5318 申込受付 9:00~17:00（日曜除く）

印刷物登録「令和8年度第17号」